

建設常任委員会 審査順序

○ 付託議案等について

議案第 74 号 令和元年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中 2 款 総務費	1 項 総務管理費	3 目25節都市緑化基金積立金

議案第 84 号 八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 85 号 八戸市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 86 号 八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 87 号 指定ごみ袋の買入れについて

○ 委員派遣について

[建設協議会]

○ 所管事項の報告について

1 新大橋撤去工事（その 1）請負契約の締結について

2 新大橋撤去工事（その 2）請負契約の締結について

議案第84号

八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

非常災害に係る一般廃棄物処理施設を設置する場合における生活環境影響調査結果の縦覧等の手続を定めるとともに、生活環境影響調査結果の縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設の見直しをするためのものである。

2. 改正内容

(1) 災害時に設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きについて

- ① 災害時においては、災害の程度を踏まえ、調査結果の縦覧期間及び調査結果に対する利害関係者からの意見提出の期間を定める特例規定を設ける。
- ② 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が一般廃棄物処理施設を設置する場合の、生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きについて定める。

生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに係る改正の概要

施設設置者	改正事項	改正前	改正後
市	縦覧期間	30日間	(非常災害に係る特例) 30日の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間
	意見提出期間	14日	(非常災害に係る特例) 14日の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間
災害廃棄物処分受託者	縦覧期間	定めなし	30日の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が定める期間
	意見提出期間	定めなし	14日の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が定める期間

(2) 市が一般廃棄物処理施設を設置する場合における生活環境影響調査結果の縦覧等の対象施設について

対象施設を、ごみ処理施設のうち焼却施設及び最終処分場とする。

生活環境影響調査結果の縦覧等の対象施設に係る改正の概要

改正前	改正後
ごみ処理施設(焼却・破碎・選別施設等)及び最終処分場	ごみ処理施設のうち焼却施設及び最終処分場

3. 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

議案第86号

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

用途地域における公開意見聴取及び建築審査会の同意を要しない場合の建築等許可申請手数料、既存の建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料等の額を定めるとともに、その他所要の改正をするためのものである。

2. 改正内容

(1) 「建築基準法の一部を改正する法律」等により見直しされた許可及び認定に関する事務手続について、八戸市手数料条例別表第6の土木関係手数料中に追加する。

手数料を徴収する事務	名称	金額
法第48条第1項ただし書、(中略)、第13項ただし書又は第14項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域における建築等許可申請手数料	(1) 法第48条第16項第1号に該当する場合 1件つき12万円 (2) 法第48条第16項第2号に該当する場合 1件につき16万円 (3) 前2号のいずれにも該当しない場合 1件につき18万円
法第86条の7第4項及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第2号の規定に基づく既存の建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	既存の建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき27,000円
法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して行う当該建築物の興行場等としての使用の許可の申請に対する審査	用途変更による興行場等使用許可申請手数料	1件につき12万円
法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して行う当該建築物の特別興行場等としての使用の許可の申請に対する審査	用途変更による特別興行場等使用許可申請手数料	1件につき16万円

(2) 八戸市手数料条例別表第6に上記(1)の事務手数料を追加することで生じる同表の項ズレを解消するとともに、同条例において引用している建築基準法の規定内容の整理を行う。

3. 施行期日

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)第2条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

新大橋撤去工事(その1)請負契約の締結について

1. 工 事 名 新大橋撤去工事(その1)

2. 工 事 場 所 八戸市大字河原木 地内

3. 工 事 概 要 主桁撤去工 L=167.1m
橋脚撤去工 N=2基
仮設工 1式

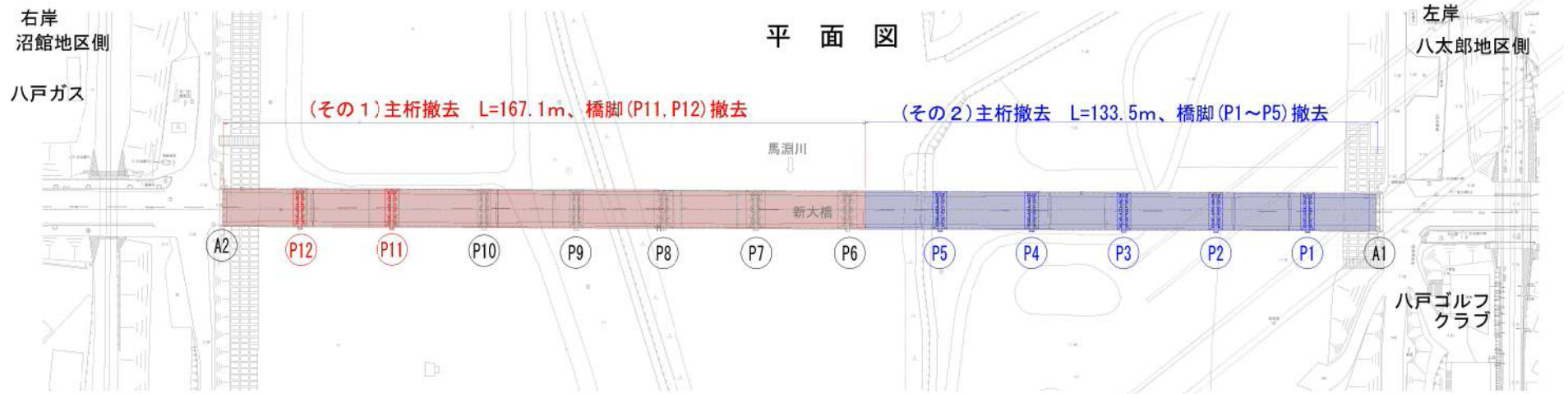
4. 工 事 期 間 契約締結の翌日から令和2年8月31日まで

5. 契 約 額 ¥125,696,936円

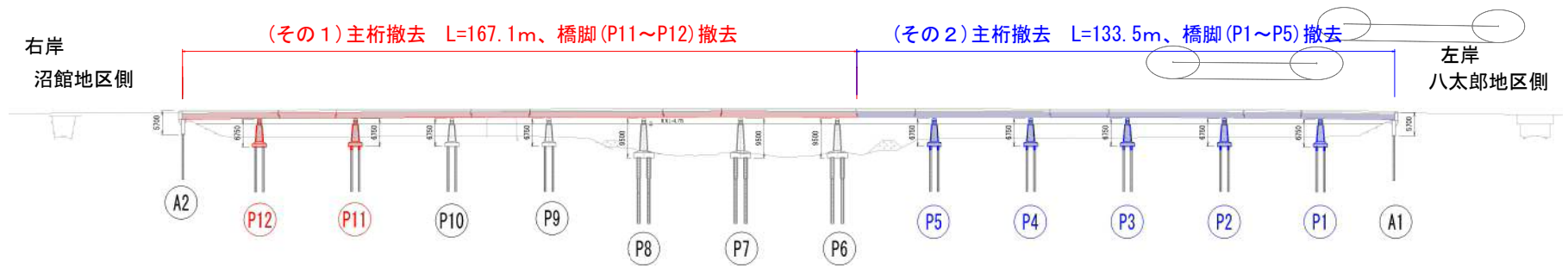
6. 契 約 者 八戸市城下4丁目22番33号
小幡建設工業株式会社
代表取締役社長 小幡 千裕

- 新大橋撤去工事(その1)
- 新大橋撤去工事(その2)

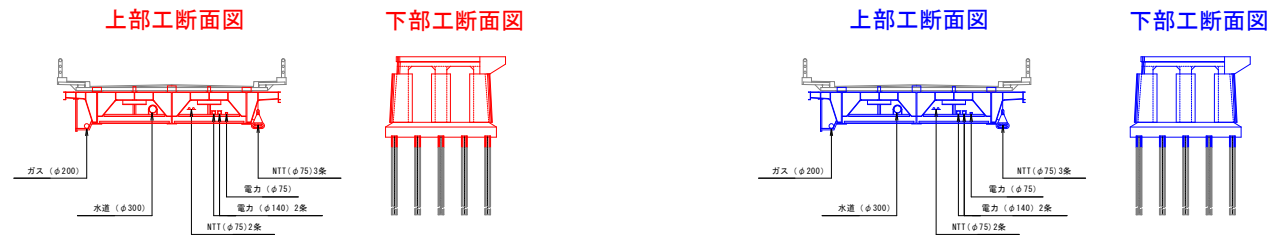
新大橋撤去工事一般図



側面図



断面図



新大橋撤去工事(その2)請負契約の締結について

1. 工 事 名 新大橋撤去工事(その2)

2. 工 事 場 所 八戸市大字河原木 地内

3. 工 事 概 要 主桁撤去工 L=133.5m
 橋脚撤去工 N=5基
 仮設工 1式

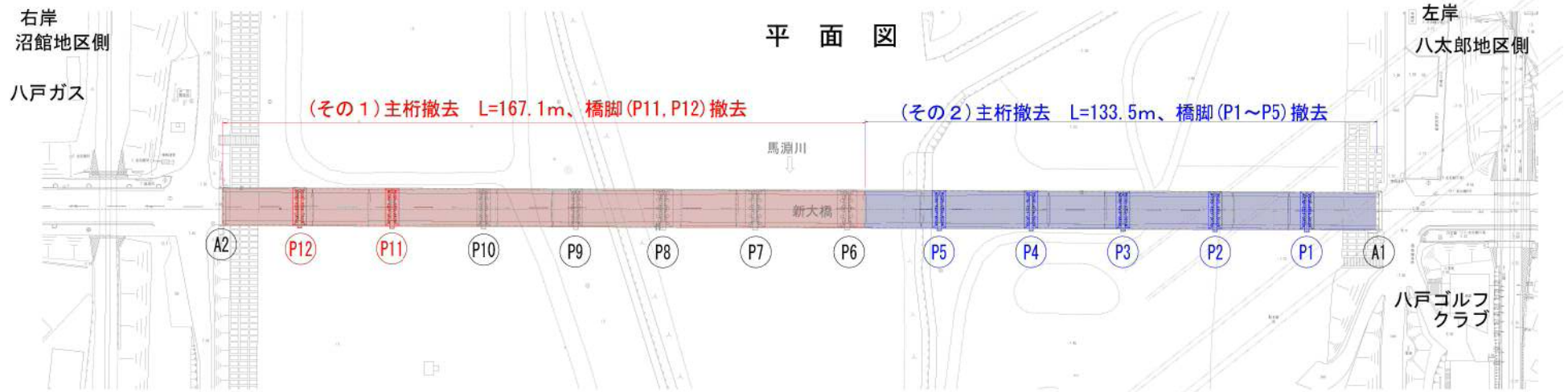
4. 工 事 期 間 契約締結の翌日から令和2年8月31日まで

5. 契 約 額 ￥165,000,000円

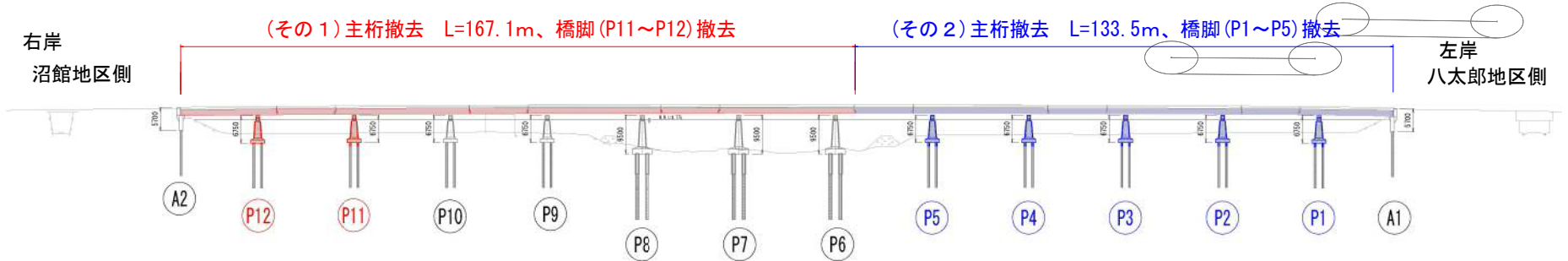
6. 契 約 者 八戸市大字田向字向平12番地1
 中当建設株式会社
 代表取締役 小向 剛

- 新大橋撤去工事(その1)
- 新大橋撤去工事(その2)

新大橋撤去工事一般図

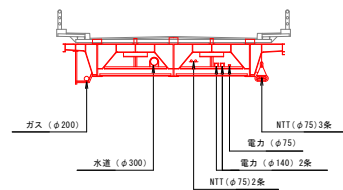


側面図

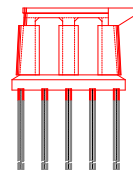


断面図

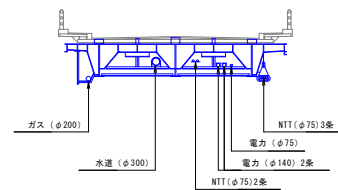
上部工断面図



下部工断面図



上部工断面図



下部工断面図

